

お知らせ

(医療保険適用病床について)

当院は厚生労働大臣が定める基準を行っている保険医療機関です。

入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡及び栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職種が共同して、患者さまに関する診療計画を策定し、7日以内に文書にしてお渡ししております。

また厚生労働大臣が定める院内感染対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束最小化の基準について基準を満たしております。

各種施設基準について

○療養環境関係

- ・療養環境加算 入院1日につき25点
西2病棟の4床室は平均床面積が内法で8㎡以上ある病室です。
- ・療養病棟療養環境加算1 入院1日につき132点
西3病棟・東2病棟は1床当たりの面積が内法で6.4㎡以上あり、病棟床面積は患者1人につき内法で16㎡以上です。

○リハビリテーション関係

- ・運動器リハビリテーション料(I) 1単位185点
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(I) 1単位245点
- ・廃用症候群リハビリテーション料(I) 1単位180点
- ・呼吸器リハビリテーション料(I) 1単位175点
- ・集団コミュニケーション療法 1単位50点(1日3単位まで)
実施した場合算定します。
- ・摂食嚥下機能回復体制加算2 190点
- ・外来リハビリテーション診療料1 73点
実施した場合算定します。

○入院基本料関係

- ・特殊疾患入院施設管理加算(西2病棟) 入院1日につき350点
当院の西2病棟は重度の障害者等が70%以上入院しているほか、厚生労働大臣が定める基準に適合しております。
- ・夜間看護体制加算(西3病棟・東2病棟) 入院1日につき50点
当院の西3病棟及び東2病棟は合わせて厚生労働大臣が定める状態の患者様が50%以上入院しており、厚生労働大臣が定める基準に適合しております。
- ・診療録管理加算3 入院時 30点
- ・データ提出加算1・3 入院初日及び90日を超えるごとに1回 215点
- ・薬剤管理指導料 1回につき325点
2名の薬剤師が常勤しており、医薬品情報の収集や伝達を行う施設を有し、患者ごとの薬学的管理を行っております。服薬指導を行った場合に算定します。
- ・病棟薬剤業務実施加算1 西3病棟・東2病棟に入院した患者様に対し、週1回120点、8週間算定します。
- ・認知症ケア加算3 14日以内 44点 15日以上 10点
- ・後発医薬品使用体制加算1 入院初日1回 87点

○その他

- ・CT撮影及びMRI撮影
当院のCT機器は16列以上64列未満のマルチスライスCTを使用しています。
当院のMRI機器は1.5テスラ以上3テスラ未満のMRIを使用しています。
- ・検体検査管理加算I 40点 検体検査を実施した場合月1回
- ・がん性疼痛緩和指導管理料 月1回 200点
- ・がん治療連携指導料 実施時月300点
実施した場合月1回算定します。

- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）及び入院ベースアップ評価料 24 を算定しています。
- ・ 当院は個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で交付しております。なお、明細書が不要の方は窓口にお申し出下さい。

看護基準について

（西 2 病棟）

- ・ 当病棟は障害者施設等入院基本料 10 対 1 です。

（東 2 病棟）

- ・ 当病棟は療養病棟入院基本料 1 です。

（西 3 病棟）

- ・ 当病棟は療養病棟入院基本料 1 です。

- ・ 入院の付き添いについて

当院は厚生労働大臣が指定する基準による看護を行っている保険医療機関です。原則としてご家族の付き添いは必要ありません。

入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養費（Ⅰ）に関する事項

- ・ 当院は、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。
- ・ 医師の発行する食事せんに基づき、糖尿病食をはじめとした特別食を提供しております。
- ・ 病棟内の食堂で食事が出来るスペースを設置しております。

病院長